

## 育成事業の謝礼に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本舞台音響家協会が実施する育成事業における謝礼について定める。

### (謝礼の金額)

第2条 謝礼は、次の通りとする。(消費税を含まない金額)

講師料 経歴や講義の内容などにより、1日あたり10,000円以上80,000円以下とする。

講演料 経歴や講演の内容などにより、1日あたり10,000円以上50,000円以下とする。

出演料 経歴や演奏・演技の内容などにより、  
1日あたり80,000円以下とする。

技術スタッフ料 経歴や作業の内容などにより、1日あたり10,000円以上  
50,000円以下とする。

資料作成料 文書などの場合、1ページ(日本語で400字程度)あたり2,500円以上  
4,000円以下とする。

図面や音資料などの場合、1資料あたり2,500円以上100,000円以下とする。

2 前項の金額は、経歴や講義、演奏・実技の内容などが同じであっても個別に決定する。

3 謝礼の支給に際しては、法令の定めるところに従って定率の源泉徴収を行なうものとする。ただし、支給対象者が法人の場合は、源泉徴収をすることなく支給することができる。また、消費税相当額を加えて支給する。

4 旅費の支給は、会場等までの実費とし、日当は支給しない。

5 支給の対象となる事業を災害・社会情勢の変化等特段の事情により中止する場合、前項の金額の半額を上限に支給することができる。

### (補則)

第3条 受託事業で契約において支払うべき報酬謝礼金額が定められている場合など、特別の事情により、この規程によらない金額を支給する場合は、当法人が徴収する事務手数料等と合わせ、事前に理事会の承認を得るものとする。

### (改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議において行なう。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規程は、一般社団法人日本舞台音響家協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

2 この規程は、平成26年11月19日に一部を改訂する。

3 この規程は、平成30年3月22日に一部を改訂する。

4 この規程は、平成30年11月30日に一部を改訂する。

- 5 この規程は、平成 31 年 3 月 22 日に一部を改訂し、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
- 6 この規程は、令和元年 11 月 14 日に一部を改訂する。
- 7 この規程は、令和 2 年 12 月 10 日に一部を改訂し、令和 2 年 4 月 1 日に遡って施行する。